

今後の協議会の予定

■開催回数

年度内に2～3回程度開催

■協議内容

具体的な空家等対策の内容・方法・結果報告等

【空家等対策の内容】

①空家調査の方法

平成28年度に業者に委託して行った空家調査以来行っていない。
→年に一度、行政嘱託員に依頼し現状報告を依頼する。

【方法】事務局で各地区の地図を作成し行政嘱託員に配布する。地図には現在空家として把握しているものをポイントで表す。行政嘱託員には、ポイントの空家の現状に変化がないか、ポイント以外に新たな空家が発生していないかを確認してもらう。現状に変化があったものは配布する様式に記入、新たに確認した空家については地図上に新規でポイントし状況は配布する様式に記入してもらう。年度初めの行政嘱託員会議で正式に依頼し、2～3カ月程度調査期間を設ける。

その結果をもとに必要なものについては、空き家バンク担当や建築士（職員）と現地を確認し、空家台帳を更新する。

②特定空家等の判断基準

特別措置法が施行される前に委員会で判断していた当時の特定空家等の判断基準を見直す。県がさだめている判断基準や見直しをすでに行った市町の基準などを参考にする。

③相談体制の整備

各分野の相談窓口や相談会などの情報を市の広報誌やHP、班回覧等で周知する。（HPのリンク付などの承諾有り。）各分野から情報収集する。

④所有者等への適正管理の意識啓発

H28年度の空家調査により判明した所有者等に対し、相談施設や空家の解消方法等を記載したパンフ等を送付する。